

沖縄防衛局さわやか行政サービス推進委員会に関する規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局さわやか行政サービス推進委員会に関する規則

(目的及び設置)

第1条 沖縄防衛局における窓口行政を中心とする行政サービス業務等の自主点検を行うとともに必要な改善計画を策定し、その実施を推進するため、沖縄防衛局に「沖縄防衛局さわやか行政サービス推進委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長、報道室長、訟務官及び労務対策官をもって充てる。

(運営)

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(関係者の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、沖縄防衛局に勤務する職員で、委員長が指名するものを委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(本省に置かれる委員会との連携)

第5条 委員長は、「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」の状況を常に把握し、これを委員会に反映させるとともに、委員会の活動に関する情報を「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」に伝達する等両委員会の連携のために必要な措置を採るものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課企画係において行う。

(実施細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員長が指示する。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。